明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○防衛省設置法の一部を改正する法律（一三）　二

〔政　令〕
○防衛省組織令の一部を改正する政令（一七二）　二

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四五）　二
○有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（厚生労働六九）　三
○地方防衛局組織規則の一部を改正する省令（防衛七）　五

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一〇一）　六
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産五五〇）　七
○地すべり防止区域を指定する件（同五五一、五五二）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局三九、四〇）　八
○都市計画に関する件（同四一）　八
○道路に関する件（中部地方整備局六七）　八
○由良川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（近畿地方整備局九九）　八
○道路に関する件（九州地方整備局八一～八三）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕
警察庁　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
官庁事項
消費者庁防災業務計画の修正要旨の公表について（消費者庁）　九
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達、装備品の維持基盤の再構築業務に係る提案要求書に関する説明会関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法の一部を改正する法律（法律第一三号）（防衛省）

1　自衛官の定数を改めることとした。（第六条関係）

2　防衛装備品及び役務の調達に係る品質管理業務を日米相互に無償で提供し合う米国国防省との枠組みに基づき行う業務を実施するため、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関することを追加することとした。（第三一条関係）

3　この法律は、令和六年三月三一日までの間において政令で定める日から施行することとした。ただし、二は、公布の日から施行することとした。

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第一七二号）（防衛省）

1　防衛装備庁調達管理部の所掌事務及び同部企業調査官の職務として、防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るものに関することを追加することとした。（第一七六条及び第二〇三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。